

○北杜市立中学校再編整備検討委員会設置要綱

令和 4 年 6 月 1 日

北杜市教育委員会告示第 1 0 号

(設置)

第 1 条 北杜市立小中学校適正規模等審議会条例（平成 1 9 年北杜市条例第 5 号）に規定する審議会の「北杜市立小中学校適正規模等についての答申」（令和 4 年 3 月。以下「答申」という。）に基づき、中学校の適正規模、適正配置等について検討するため、北杜市立中学校再編整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、答申のうち次に掲げる事項について検討する。

- (1) 中学校の適正規模に関すること。
- (2) 中学校の適正配置に関すること。
- (3) 中学校の通学区域に関すること。

2 前項各号の規定にかかわらず、委員会は教育委員会が必要と認める事項について検討することができる。

(組織)

第 3 条 委員会は、1 5 人以内をもって組織する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 北杜市 P T A 連合会会長及び副会長
- (2) 代表区長会会長及び副会長
- (3) 地域委員会連絡協議会会長及び副会長
- (4) 校長会会長及び副会長
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 教育機関の職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(役員)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長は、教育長をもってこれに充て、副委員長は委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行後最初の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。